

甲佐町犯罪被害者等支援条例

を制定しました（令和7年4月1日施行）

誰もが、ある日突然、命を奪われる、家族を失う、身体を傷つけられるなどの犯罪に巻き込まれるおそれがあります。犯罪に巻き込まれた方やそのご家族、ご遺族（以下、「犯罪被害者等」といいます。）は、その直接的な被害に加え、周囲の無理解や心ない言葉などによる二次被害に苦しめられることも少なくありません。

町では、そのような方々が、一日も早く再び平穏な生活を営むことができるよう、甲佐町犯罪被害者等支援条例を制定し、令和7年4月1日より施行しました。

主な支援内容

○ 相談及び情報の提供等

総合的窓口をくらし安全推進室に設置して、犯罪被害者等が直面する様々な問題について相談に応じ、必要な情報を提供します。

○ 見舞金の支給

犯罪被害者等の経済的な負担を軽減するため、規則で定めるところにより、受給要件を満たす犯罪被害者等に見舞金を支給します。

○ 日常生活の支援

日常生活に支障が生じた犯罪被害者等に対し、福祉サービスなど日常生活に必要な支援を行います。

○ 居住の安定

犯罪被害者等の居住の安定を図るため、町営住宅への優先入居など必要な支援を行います。

町民・事業者の皆さまへ

犯罪被害者等は、地域で生活する一町民であり、その支援を実効あるものにするためには、地域全体の協力が不可欠です。

このため、町民や事業者の皆さまにおかれましては、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等が二次被害を受けたり、地域社会で孤立することのないよう配慮していただくとともに、町が行う支援に関する施策に協力していただくようお願いいたします。

お問合せ先

まずは電話でお問合せください。

甲佐町役場 くらし安全推進室

直通電話 096-234-1167

月～金 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギゅっとちゃん